

企業局企業職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 19 年 6 月 29 日

岩手県企業局長 岩 淵 良 昭

企業局企業職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の勤務時間に関する規程（昭和 43 年岩手県企業局管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(常勤の職員の勤務時間)</p> <p>第 2 条 常勤の職員（<u>第 3 項、第 5 項及び第 6 項</u>の規定の適用を受ける職員を除く。）の勤務時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとし、日曜日及び土曜日は、週休日（勤務を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>2 前項の勤務時間中に正午から <u>45 分</u>の休憩時間を置く。</p> <p>3 本庁の室又は課に勤務する常勤の職員は、所属長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。ただし、業務の都合により交代制の勤務ができない場合その他別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 午前 8 時 30 分から<u>午後 5 時 15 分</u>まで</p> <p>(2) 午前 9 時から<u>午後 5 時 45 分</u>まで</p> <p>4 前項各号に規定する勤務時間中に第 2 項の規定による休憩時間を置き、日曜日及び土曜日は、週休日とする。</p> <p>5 3 交替制の勤務に当たる常勤の職員の勤務時間は、4 週間を通じて 1 週間当たり 40 時間とし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとし、第 1 号に規定する勤務時間中に <u>45 分</u>の休憩時間を、第 2 号に規定する勤務時間中に 15 分ずつ 2 回の休憩時間を、第 3 号に規定する勤務時間中に 1 時間の休憩時間及び 15 分ずつ 2 回の休憩時間を置き、4 週間につき 7 日以上の週休日を設ける。</p> <p>(1) 午前 8 時 30 分から<u>午後 5 時 15 分</u>まで</p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p>(常勤の職員の勤務時間)</p> <p>第 2 条 常勤の職員（<u>第 4 項、第 7 項及び第 9 項</u>の規定の適用を受ける職員を除く。）の勤務時間は、午前 8 時 30 分から<u>午後 5 時 30 分</u>までとし、日曜日及び土曜日は、週休日（勤務を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>2 前項の勤務時間中に正午から <u>1 時間</u>の休憩時間を置く。</p> <p>3 <u>子育て、介護、通勤等に関する特別の事情がある職員から申出があり、かつ、所属長が承認した場合には、前項に規定する休憩時間を 45 分に短縮することができる。この場合における当該職員の勤務時間の終了時刻は、第 1 項に規定する勤務時間の終了時刻の 15 分前とする。</u></p> <p>4 本庁の室又は課に勤務する常勤の職員は、所属長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。ただし、業務の都合により交代制の勤務ができない場合その他別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 午前 8 時 30 分から<u>午後 5 時 30 分</u>まで</p> <p>(2) 午前 9 時から<u>午後 6 時</u>まで</p> <p>5 前項に規定する勤務時間中に第 2 項の規定による休憩時間を置き、日曜日及び土曜日は、週休日とする。</p> <p>6 <u>第 3 項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、第 3 項中「第 1 項」とあるのは、「第 4 項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>7 3 交替制の勤務に当たる常勤の職員の勤務時間は、4 週間を通じて 1 週間当たり 40 時間とし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとし、第 1 号に規定する勤務時間中に <u>1 時間</u>の休憩時間を、第 2 号に規定する勤務時間中に 15 分ずつ 2 回の休憩時間を、第 3 号に規定する勤務時間中に 1 時間の休憩時間及び 15 分ずつ 2 回の休憩時間を置き、4 週間につき 7 日以上の週休日を設ける。</p> <p>(1) 午前 8 時 30 分から<u>午後 5 時 30 分</u>まで</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>8 <u>第 3 項の規定は、前項第 1 号に規定する勤務時間における休憩時間について準用する。この場合において、第 3 項中「第</u></p>

6 施設総合管理所及び県南施設管理所に勤務する常勤の職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）の勤務時間は、4週間を通じて1週間当たり40時間とし、1日の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとし、4週間につき8日の週休日を設ける。

7 前項の勤務時間中に正午から45分の休憩時間を置く。

8 第5項から前項までの規定による勤務時間の割振り及び週休日の指定は当該事業所の長が定める。

9 常勤の職員に第1項及び第4項から第6項までの規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、別に定めるところにより、当該各項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち別に定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間（以下「半日勤務時間」という。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定）

第2条の2 [略]

2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が6時間以上8時間以内である場合にあっては、所属長の定めるところにより、45分以上の休憩時間を置く。

（夜間における業務に従事する職員の勤務時間の割振り）

第2条の4 夜間における業務による心身の負担が大きいと認められる職員（第2条第5項の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。以下この条において同じ。）から申出があった場合において業務の状況を考慮して所属長が必要と認めるとき又は職員を夜間における業務に従事させるために所属長が必要と認める場合において当該職員の同意を得たときの勤務時間の割振りは、所属長の定めるところにより、勤務1日につ

1項」とあるのは、「第7項第1号」と読み替えるものとする。

9 施設総合管理所及び県南施設管理所に勤務する常勤の職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）の勤務時間は、4週間を通じて1週間当たり40時間とし、1日の勤務時間は、午前8時30分から午後5時30分までとし、4週間につき8日の週休日を設ける。

10 前項の勤務時間中に正午から1時間の休憩時間を置く。

11 第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、第3項中「第1項」とあるのは、「第9項」と読み替えるものとする。

12 第7項から前項までの規定による勤務時間の割振り及び週休日の指定は当該事業所の長が定める。

13 常勤の職員に第1項、第5項、第7項及び第9項の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、別に定めるところにより、当該各項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち別に定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間（以下「半日勤務時間」という。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定）

第2条の2 [略]

2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が6時間以上8時間以内である場合にあっては、所属長の定めるところにより、1時間の休憩時間を置く。

3 前条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項に規定する」とあるのは、「第2条の2第1項の規定により割り振られた」と読み替えるものとする。

（夜間における業務に従事する職員の勤務時間の割振り）

第2条の4 夜間における業務による心身の負担が大きいと認められる職員（第2条第7項の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。以下この条において同じ。）から申出があった場合において業務の状況を考慮して所属長が必要と認めるとき又は職員を夜間における業務に従事させるために所属長が必要と認める場合において当該職員の同意を得たときの勤務時間の割振りは、所属長の定めるところにより、勤務1日

き休憩時間を除き 8 時間とする。

- 2 前項の規定により勤務時間を割り振る場合の勤務の開始時刻は、午前 8 時 30 分から午後 1 時までの間で定めるものとする。
- 3 前 2 項の規定により割り振られた勤務時間中に第 2 条第 2 項の規定による休憩時間を置く。ただし、勤務の開始時刻が正午以後である職員にあっては、所属長の定めるところにより、45 分の休憩時間を置く。

(休日)

第 2 条の 7 常勤の職員(第 2 条第 5 項及び第 6 項の規定の適用を受ける職員を除く。)及び再任用短時間勤務職員は、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)には、特に勤務を命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。年末年始で企業局長が定める日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)についても、同様とする。

(休日の代休日)

第 2 条の 8 常勤の職員又は再任用短時間勤務職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において「休日」と総称する。)である第 2 条第 1 項、第 3 項、第 5 項、第 6 項又は第 9 項の規定に基づき勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、別に定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(休日を除く。)を指定することができる。

2 [略]

(育児等に係る職員の勤務時間の割振りの特例)

第 2 条の 9 育児、介護又は通勤による心身の負担が大きいと認められる常勤の職員(第 2 条第 5 項の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。)で別に定めるものから申出があった場合において公務の運営に支障がないと認めるときは、所属長は、次に掲げる勤務時間のいずれかを割り振ることができる。

(1) 午前 8 時から午後 4 時 45 分まで

(2) 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

につき休憩時間を除き 8 時間とする。

- 2 前項の規定により勤務時間を割り振る場合の勤務時間の開始時刻は、午前 8 時 30 分から午後 1 時までの間で定めるものとする。
- 3 前 2 項の規定により割り振られた勤務時間中に第 2 条第 2 項の規定による休憩時間を置く。ただし、勤務時間の開始時刻が正午以後である職員にあっては、所属長の定めるところにより、1 時間の休憩時間を置く。

4 第 2 条第 3 項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第 3 項中「第 1 項に規定する」とあるのは、「第 2 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により割り振られた」と読み替えるものとする。

(休日)

第 2 条の 7 常勤の職員(第 2 条第 7 項及び第 9 項の規定の適用を受ける職員を除く。)及び再任用短時間勤務職員は、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)には、特に勤務を命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。年末年始で企業局長が定める日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)についても、同様とする。

(休日の代休日)

第 2 条の 8 常勤の職員又は再任用短時間勤務職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において「休日」と総称する。)である第 2 条第 1 項、第 4 項、第 7 項、第 9 項又は第 13 項の規定に基づき勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、別に定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(休日を除く。)を指定することができる。

2 [略]

(3) 午前9時から午後5時45分まで

2 前項に規定する勤務時間中に第2条第2項の規定による休憩時間を置く。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。